

（後部反射器）

第54条 後部反射器の反射光の色、明るさ、反射部の形状等に関し、保安基準第38条第2項の告示で定める基準は、協定規則第150号の規則3. 3. 4. 2. 1.、4. 及び5. 1. に定める基準とする。ただし、型式の指定等を行う場合以外の場合にあっては、協定規則第150号の規則5. 1. の規定にかかわらず、反射器の光度係数は、協定規則第150号の規則3. 5. 1. 1. に定める基準に適合すればよいものとする。

2 後部反射器の取付位置、取付方法等に関し、保安基準第38条第3項の告示で定める基準は、次に掲げる基準とする。

一 自動車（次号及び第3号に掲げるものを除く。）にあっては、別添52「灯火器及び反射器並びに指示装置の取付装置の技術基準」に定める基準とする。ただし、法第75条の3第1項の規定に基づく装置の型式の指定を行う場合に適用する基準は、協定規則第48号の規則5. 及び6. に定める基準とする。

二 二輪自動車にあっては、協定規則第53号の規則5. 及び6. に定める基準とする。ただし、法第75条の3第1項の規定に基づく装置の型式の指定を行う場合以外の場合にあっては、協定規則第53号の規則5. 17. に定める基準は適用しないこととし、協定規則第53号の規則6. 8. 1. に定める基準にかかわらず、前項の基準に適合する後部反射器を1個又は2個取り付ければよいものとする。

三 側車付二輪自動車並びにカタピラ及びそりを有する軽自動車にあっては、別添53「二輪自動車等の灯火器及び反射器並びに指示装置の取付装置の技術基準」に定める基準とする。